

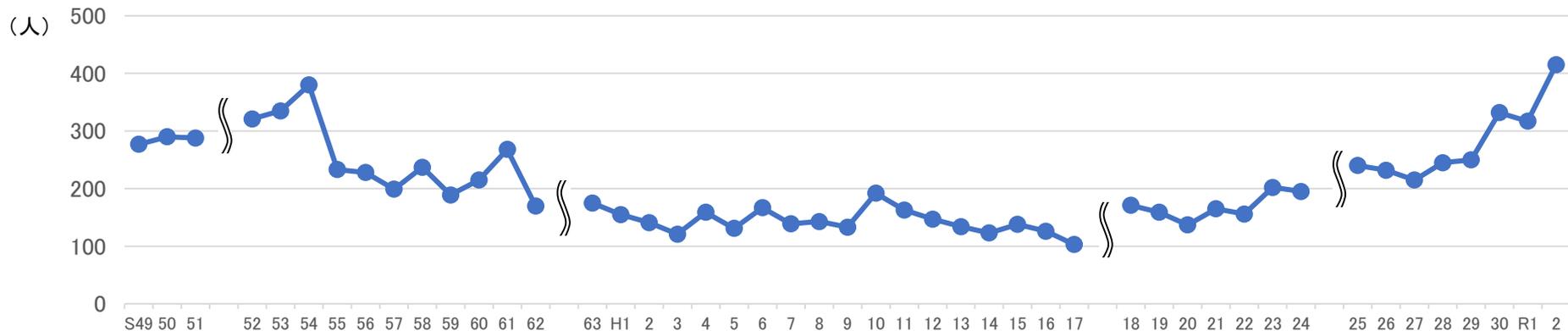
5 その他の最近のいじめ対策等 (コロナ禍におけるいじめ対策等)



文部科学省

自殺の状況について(文部科学省)

小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は415人（前年度317人）で、調査開始以降、最多となっている。



	小学校	中学校	高等学校	合計
H30年度	5	100	227	332
R元年度	4	91	222	317
R2年度	7	103	305	415

- (注1) 昭和51年までは公立中・高等学校を調査。昭和52年からは公立小学校，平成18年度からは国私立学校，平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。
- (注2) 昭和49年から62年までは年間の数，昭和63年以降は年度間の数である。
- (注3) 学校が把握し，計上したもの。

自殺した児童生徒が置かれていた状況（複数回答可）

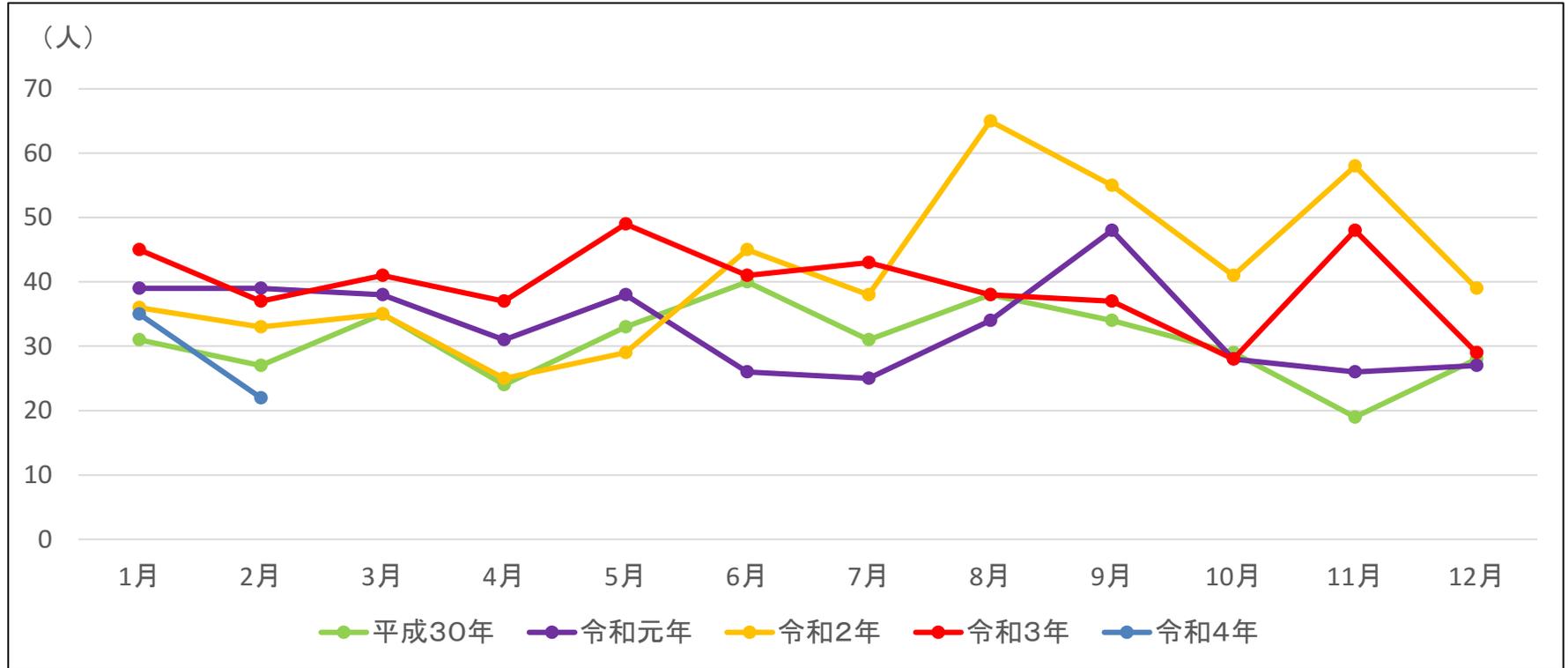
	小学校	中学校	高等学校	合計
家庭不和	0	17	36	53
父母等の叱責	1	21	11	33
学業等不振	0	9	11	20
進路問題	0	10	34	44
教職員との関係での悩み	0	2	2	4
友人関係(いじめを除く)	2	9	14	25
いじめの問題	1	5	6	12
病弱等による悲観	0	3	10	13
えん世	0	6	16	22
異性問題	0	0	11	11
精神障害	0	6	40	46
不明	5	50	163	218
その他	0	10	6	16

令和2年度の警察庁の統計数値との比較

	警察庁調査	文科省調査	差
小学校	13	7	6
中学校	144	103	41
高等学校	350	305	45
合計	507	415	92

※警察庁調査，文科省調査とも年度間の自殺者数。
 ※警察庁調査における，令和3年1月～3月までの数値は暫定値である。

児童生徒の月別自殺者数[推移]①



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成30年	31	27	35	24	33	40	31	38	34	29	19	28	369
令和元年	39	39	38	31	38	26	25	34	48	28	26	27	399
令和2年	36	33	35	25	29	45	38	65	55	41	58	39	499
令和3年	45	37	41	37	49	41	43	38	37	28	48	29	473
令和4年	35	22											57

(出典)「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)を基に作成。

児童生徒の月別自殺者数[推移]②

学校種及び男女別自殺者数

(人)

			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和2年	小学生	総数	1	1	1	1	0	1	0	1	2	1	4	1	14
		男子	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	4
		女子	1	1	0	1	0	1	1	0	1	2	0	2	1
	中学生	総数	13	14	10	7	6	17	9	18	16	10	10	16	146
		男子	6	4	4	5	4	13	6	9	10	5	5	6	77
		女子	7	10	6	2	2	4	3	9	6	5	5	10	69
高校生	総数	22	18	24	17	23	27	29	46	37	30	44	22	339	
	男子	14	8	17	11	16	15	16	23	21	20	26	12	199	
	女子	8	10	7	6	7	12	13	23	16	10	18	10	140	
令和3年	小学生	総数	2	0	3	1	0	0	2	1	1	0	0	1	11
		男子	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4
		女子	1	0	2	0	0	0	2	1	1	1	0	0	7
	中学生	総数	10	14	16	9	9	12	12	17	13	12	17	7	148
		男子	6	6	10	7	2	2	7	8	8	5	9	4	74
		女子	4	8	6	2	7	10	5	9	5	7	8	3	74
高校生	総数	33	23	22	27	40	29	29	20	23	16	31	21	314	
	男子	24	9	11	13	24	10	13	11	16	10	18	10	169	
	女子	9	14	11	14	16	19	16	9	7	6	13	11	145	
令和4年	小学生	総数	0	1											1
		男子	0	0											0
		女子	0	1											1
	中学生	総数	12	5											17
		男子	4	1											5
		女子	8	4											12
高校生	総数	23	16											39	
	男子	16	10											26	
	女子	7	6											13	

(出典)「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)を基に作成

令和3年及び令和2年における児童生徒の自殺の原因・動機別表
～原因・動機数における上位10項目～

順位	小項目	令和3年の人数	令和2年の人数(増減)	大項目	(人)
1	病気の悩み・影響(その他の精神疾患)	44	40(+4)	健康問題	
2	学業不振	40	52(-12)	学校問題	
3	親子関係の不和	38	42(-4)	家庭問題	
4	病気の悩み・影響(うつ病)	37	33(+4)	健康問題	
5	その他進路に関する悩み	33	55(-22)	学校問題	
6	その他学友との不和	24	26(-2)	学校問題	
7	家族からのしつけ・叱責	19	26(-7)	家庭問題	
8	入試に関する悩み	18	18(±0)	学校問題	
9	失恋	14	16(-2)	男女問題	
10	その他交際をめぐる悩み	14	5(+9)	男女問題	

※小項目の「その他」は除く。

※複数計上あり。

※自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。

(出典)「自殺の統計:各年の状況」を基に作成。

児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における 対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について(通知)

(平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号)

1 背景

- ✓ 近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるが、自殺した児童生徒数は高止まりの状況
 - ✓ SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等を誘い出し、殺害した事件の発生(座間市における事件)
 - ✓ 「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育に関し、十分な取組が行われているとは言い難い状況
- ⇒ 新たな自殺総合対策大綱に定められた「**SOSの出し方に関する教育**」(※)の**推進が重要**。
平成30年1月23日、同教育の推進を求める通知を文部科学省・厚生労働省の連名で発出。

(※)自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」を言う。

2 通知の概要

以下に掲げる留意事項及び各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、**SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施**するなど積極的に推進すること。

1. 実施に当たっては、**保健師、社会福祉士、民生委員等を活用**することも有効であること。

【保健師等を活用するメリット】

- ① 児童生徒に対して**自らが必要に応じて相談相手になり得ることを直接伝えることができる**(「いざとなれば私のところに相談に来て」と言える)
- ② 保護者も含めた**世帯単位での支援が可能**になる
- ③ 学校と地域の専門家との間での**協力・連携関係の構築**につながる

2. 実施の際には、「24時間子供SOSダイヤル」や「チャイルドライン」などの**相談窓口の周知を行うことが望ましい**こと。
3. 児童生徒の発達段階に応じた内容とすることが重要であることを踏まえ、各学校の実情に合わせて**教材や授業方法を工夫**することが考えられること。
4. **SOSの出し方のみならず**、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの**傾聴の仕方(SOSの受け止め方)についても教える**ことが望ましいこと。
5. 同教育は、厚生労働省の「**地域自殺対策強化事業実施要綱**」の「普及啓発事業」や「若年層対策事業」に該当するとともに、「**地域特性重点特化事業**」(補助率10/10)にも該当し得るため、**積極的に本事業を活用**するよう周知されたいこと。

東日本大震災により被災した児童生徒を受け入れる学校の対応について(通知)

(平成28年12月16日付け28文科初第1234号)

原子力発電所事故により福島県外へ避難されている児童生徒がいじめに遭い、更に教育委員会及び学校がいじめ防止対策推進法等に則った適切な対応を行わず、当該児童生徒が深く傷つく結果となった事案を受け、文部科学省から以下の事項を周知。

(1) 学校において在籍する被災児童生徒へのいじめの有無等の確認

学校においては、個別面談、保護者への連絡等により、被災児童生徒がいじめを受けていないか、悩みや不安を抱えていないか等について個別に確認を行うこと。

(2) 被災児童生徒に対する格別の配慮等

被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行うとともに、いじめ等の問題を許さず、学校生活への適応が図られるよう、日常的に、周囲の児童生徒に対する必要な指導を行う等の格別の配慮が適切に行われているか、各学校において改めて対応を確認すること。

また、引き続き、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付けるとともに、理解を深めることができるよう、放射線副読本等の活用を含め、放射線に関する教育の充実に努めること。

(3) 被災児童生徒に対する相談窓口の周知

各教育委員会、学校等において、被災児童生徒、保護者等に対して、いじめ等の問題で悩みを抱えている場合に利用できる相談窓口を周知すること。

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）

2 初児生第7号
令和2年5月27日

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業では、通常の長期休業とは異なり、教育活動の再開の時期が不確定であることなどから、児童生徒の心が不安定になることが見込まれる。
- ▶ 教育活動の再開等にあたり、感染防止対策を徹底した上で、児童生徒に対する生徒指導について留意いただきたい事項についてまとめ、各都道府県教育委員会等に周知。

【児童生徒に対する差別や偏見について】

新型コロナウイルス感染症に関連し、海外から帰国した児童生徒、外国人児童生徒、感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではない。そのため、以下の点に留意しつつ、適切に対応すること。

- 臨時休業中にインターネット上や家庭内でトラブルが生じている可能性も踏まえ、アンケート調査等により悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること。
- 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童生徒への偏見や差別が生じないよう、生徒指導上の配慮等を十分に行うこと。なお、指導にあたっては、新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料（※）を適宜活用すること。
※新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料：
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm
- 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施などにより、児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題に適切に対応すること。
- 児童生徒や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」やSNS相談窓口等）を適宜周知すること。